

消費税軽減税率制度等実務講座

のご案内

ご承知のとおり、2019年10月1日から消費税率が引上げられるとともに、飲食料品等を対象とした軽減税率制度がスタートします。雪谷法人会では、会員の皆様が適切に対応いただけるように、消費税率引上げに伴う経過措置や軽減税率制度、さらにはその先（2023年10月）に予定されている適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要を理解していただくための講習会を開催します。

軽減税率制度は、軽減税率の対象品目の売上げがない事業者や、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、多くの事業者の方に関係しますので、実務講座の受講をご検討ください。

また、今回の講座においては、皆様より事前に質問をいただきまして、その質問に沿った実務講座も行いますので、メールでお申し込みの際にはご記入ください。

日 程	平成31年3月7日(木)16:00~17:00 終了予定		
講 師	東京国税局 課税第一部 統括国税実査官(消費税等担当) 前雪谷税務署長 上竹 良彦 様 雪谷税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官 足助 辰雄 様		
会 場	雪谷法人会館 3階	受 講 料	無料
定 員	40名	申 込 締 切	2月21日(木) 定員になり次第締め切らせて頂きます
内 容	・消費税率引上げに伴う経過措置の概要 (2019年10月1日以後であっても、旧税率(8%)が適用される取引の概要) ・区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要 ・事前質問に対する実務講座		

お問い合わせは、(公社)雪谷法人会事務局まで 電話(03)3726-0051

公益社団法人雪谷法人会 税制委員会 ・ 雪谷間税会